



青森県受動喫煙等対策に係る検討の概要について

【資料1】

1 青森県受動喫煙等対策検討会の設置について

本県のがんによる死亡率の減少を図るため、種々のがんのリスク因子となる受動喫煙等を防止する対策を講じていくために令和元年6月に設置した。

※本検討会は、受動喫煙等の防止に係る取組等について、県に提言できる権限が付与されている。

2 青森県受動喫煙等対策検討会での議論について

第1回検討会: 令和元年7月19日

本県のがん死亡率の高さ、その他の生活習慣病の問題、そして、喫煙率の高さを考えると、「条例、ガイドラインを制定する必要がある。」との意見があり、次回、県の方針を示すよう井原会長(弘前大学大学院医学研究科教授)から指示があった。

第2回検討会: 令和元年11月13日

本県のがんによる死亡率の減少、平均寿命の延伸、そして、本県の未来を担う子どもへの受動喫煙による健康影響を防止するために、何らかの対応が必要と考え、県では、次の案を提示した。

<提示案>

- ①受動喫煙防止条例を制定し、法令として対策の強化を図る。(事務局で骨子案(たたき台)を提示)
- ②受動喫煙防止対策ガイドラインを策定し、県・県民等の「自主性」に重点を置き、対策を周知する。
- ③今後も継続して本県における受動喫煙防止のあり方について検討していく。

<提示案に対する委員の意見>

- ①改正健康増進法を上回る規制を事業者を求める条例は不要
- ②罰則の伴った条例を制定すべき
- ③事業者の実情にも配慮し、罰則規定の伴わない理念的な条例を制定すべき などの様々な意見があった。

<県への提言>

井原会長が意見を集約し、「受動喫煙防止条例を制定し、法令として対策の強化を図ること」を県に提言した。 1



青森県受動喫煙等対策に係る検討の概要について

3 検討会開催後のこれまでの対応について

- ・骨子案(たたき台)を提示のうえ、改正法の影響があると思われる県内各種団体からヒアリングを実施。(令和2年1月28日(火)、2月3日(月) 延べ2日間(結果概要は資料2-1))
- ・ヒアリング結果を踏まえ、受動喫煙防止対策の当事者である各種事業者について、より多方面からの意見を参考とするため、青森県受動喫煙等対策検討会の委員に事業者等の団体を加えることとした。
- ・県内飲食店等における受動喫煙防止対策の実施状況等の調査を実施。(結果概要は資料2-2)
- ・令和2年度は受動喫煙等対策検討会開催実績なし。
主に事業者向け周知啓発の取組を進めた。

【令和2年以降の主な改正法周知啓発の取組】

- ・県民だより(R2年2月号)への掲載
- ・テレビCM放送(事業者向け・県民向け)(R3年3月1日~31日(青森放送・青森テレビ・青森朝日放送))
- ・食品衛生責任者講習会(延べ28箇所)において周知チラシ配布とアンケート調査実施(R2年8~12月)
- ・協会けんぽ会員事業者(約17,000)に厚生労働省啓発チラシ(別添)を配付(R3年2月)
- ・ラジオ(県広報番組)放送
- ・労働情報誌「労働青森」への掲載(R2年6月)
- ・商工会報誌「かけはし」掲載(R2年9月)
- ・東奥日報紙面掲載(健康経営広報の一環として)(R2年5月、10月)



受動喫煙防止条例骨子案（たたき台）について

1 本県の状況

がんは本県において、昭和57年以降死因の第一位で、がんによる75歳未満年齢調整死亡率は平成16年から男性、男女計が全国最下位となっているほか、心疾患及び脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が高い状況となっている。

その要因の1つとして、受動喫煙による健康リスクがあげられるが、この受動喫煙によってリスクが高まる疾患には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などがあり、**本県のがん及び生活習慣病による死亡率を減少させるためには、受動喫煙が健康に及ぼす影響を啓発する取組を行うほか、受動喫煙防止対策を推進していくことが必要である。**

2 対策の方向性

- 1 県、市町村、事業者並びに県民が、受動喫煙が健康に及ぼす影響に関して正しい知識を共有し、相互に連携し受動喫煙防止に係る取組を推進していく。
- 2 受動喫煙による健康影響を受けやすい子どもを受動喫煙にさらさない環境づくりを推進していく。
- 3 受動喫煙をなくし、だれもが快適に過ごせる青森県をめざす。

3 受動喫煙防止に係る条例の骨子案（たたき台）

骨子案主眼点（罰則規定は盛り込まない。）

- 1 県全体で、受動喫煙による健康影響を防止するため、「**受動喫煙ゼロ**」の環境整備を推進する。
- 2 受動喫煙による健康影響を受けやすく、自分の意思でその受動喫煙を避けることのできない**子ども**に対し、**受動喫煙にさらされない環境整備を推進**する。
- 3 **妊婦、健康上の配慮が必要な者**に対しても、公園などの公共的な場所において、**受動喫煙にさら**されることがない環境整備を推進する。

3 受動喫煙防止に係る条例の骨子案（たたき台）

区分	青森県	参考 (健康増進法)
責務	県・市町村、県民、事業者、こどもの保護者	国・地方公共団体
受動喫煙の定義	・人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。	同左
加熱式たばこ	・喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定められないよう努めるものとする。	喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可
第1種施設		
幼稚園、小・中・高校	特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないこと。	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所（=特定屋外喫煙場所）設置可
保育所、児童福祉施設		
病院、老人保健施設		
行政機関		
第2種施設		
老人福祉施等社会福祉施設	喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定められないよう努めなければならないこと。	屋内禁煙（喫煙専用室（喫煙のみ、飲食不可※） ※加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食可
旅館、ホテル		
事務所（会社）、工場、飲食店（喫煙を主目的としたバー、スナックを除く。）		
飲食店（同上） ※既存特定飲食提供施設	喫煙可能室を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする。	原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）



区分	青森県	参考 (健康増進法)
子ども・妊婦を受動喫煙から 守る規定	<ul style="list-style-type: none">• すべての子ども、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な場所において受動喫煙を生じさせることのないよう努めるものとする。• 保護者は、いかなる場所においても、その監護する者に対し、受動喫煙を生じさせることのないよう努めるとともに、喫煙をする場所に立ち入らせないよう努めるものとする。• 20歳未満の者及び妊婦が同乗している自動車内において喫煙してはならないこと。	20歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならないこと。